

## 平成 30 年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第 3 回）議事概要

日 時 平成 30 年 10 月 9 日（火）10 時 30 分～11 時 00 分

場 所 九州農政局長室

出席者 局長、総務部長、総務部総務課長、総務部会計課長、企画調整室調整官、消費・安全全部消費生活課長、経営・事業支援部担い手育成課長、農村振興部設計課長、統計部調整課長

### 概 要

#### 1. 冒頭、委員長（九州農政局長）から各委員に対し、以下の発言。

##### （1）委員会開催の趣旨について

9 月 28 日、農林水産省は、東日本大震災復旧工事に係る公正取引委員会からの申し入れを踏まえた再発防止策の一環として、農業農村整備事業の入札契約に携わる全職員に対して聞き取り調査を実施し、その結果が公表された。

内容は、職員への措置として矯正措置が 4 名で、内訳は嚴重注意 2 名、口頭注意 2 名及び 6 月 22 日発表の再発防止策の徹底である。

こうした動きを踏まえ、九州農政局として、一連の情勢を共有するとともに、発注者綱紀保持対策のさらなる強化を審議頂くため、本日、臨時の委員会を招集した。

##### （2）委員への要請

聞き取り調査の結果、4 名の職員に対し矯正措置が行われたことは、極めて遺憾。一日も早く国民の皆様の信頼を回復できるよう、最大限の努力が必要。

本日審議頂く内容を踏まえ、あらためて職員への指導の徹底に取り組んでいただきたい。

#### 2. 以下の項目（1）について発注者綱紀保持担当者（総務課長）から説明。（2）について事務局（総務部総務課監査官）から説明。

（1）全国の地方農政局職員等に対する聞き取り調査結果について

（2）再発防止策について

#### 3. 委員からの意見

委員長より、業者からの問い合わせ等があった場合は、必ず上司に報告し指示を仰ぐことを徹底するよう指示があった。

以 上

平成30年度  
九州農政局発注者綱紀保持委員会（第3回）

会 議 資 料

日 時 : 平成30年10月9日 (火)

場 所 : 九州農政局長室

## 平成30年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第3回）

日 時 平成30年10月9日（火） 10:30～11:00

場 所 九州農政局長室

### 議 事 次 第

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議 題

東日本大震災復旧工事に係る公正取引員会からの申し入れを踏まえた再発防止策について

（1）全国の地方農政局職員等に対する聞き取り調査結果について … 資料1

（2）再発防止策について … 資料2

4. 閉 会

東日本大震災復旧工事に係る公正取引員会からの申し入れを踏まえた再発防止策について

1 全国の地方農政局職員等に対する聞き取り調査結果について 資料 1

農林水産省の再発防止策の一環として、平成 25 年度以降、農業農村整備事業の入札契約に携わった全ての農林水産省本省、各地方農政局及び北海道農政事務所の職員 3,964 人に対する調査を行った。

(1) 調査結果の概要

職員 1 名が、入札契約手続終了前、建設会社の従業員からの質問に対し、技術提案書に記述する課題の事項を示唆等した。また、職員 2 名が、入札契約手続終了後、異なる建設コンサルタント会社に再就職した複数の元職員からのそれぞれの問合せに対し、当該建設コンサルタント会社の技術提案書に関して未公表情報である評価項目ごとの点数内訳を情報開示手続にのっとりずくに開示したほか、その場に同席していた職員 1 名がこの行為を看過した。

(2) 職員への措置

1) 当事案関係者

矯正措置 4 名（厳重注意 2 名、口頭注意 2 名）

2) 管理監督者

矯正措置 2 名（口頭注意 2 名）

## 2 再発防止策について 資料 2

### (1) 全国共通の取組

平成 30 年 6 月 22 日に発表した以下の再発防止策を徹底する。

(現在、可能なものから実施中)

#### 1) コンプライアンスの徹底

- ① 発注担当職員等に対する年 1 回以上のコンプライアンス研修受講の義務付け  
(入札談合等関与行為防止法及び発注者綱紀保持規程等の遵守)
- ② 退職予定職員に対する退職前研修の実施  
(国家公務員法に基づく現役職員に対する働き掛け規制、独占禁止法等の遵守を周知徹底)
- ③ 退職予定者が退職後に不当な働き掛け等を行わない旨の確認書提出の義務付け

### 2) 情報管理の徹底

- ① 技術提案書の審査時における匿名管理の徹底  
(技術提案書の施錠管理と審査担当者に対する事業者名の秘匿)
- ② 技術提案書の評価担当者と予定価格・積算書の審査担当者の分離
- ③ 技術提案書と入札書の同時提出  
(事業者による技術提案書の評価結果を踏まえた入札価格の調整を防止)
- ④ ①から③までについて、農林水産本省による地方農政局及び事業所等に対する抜き打ちでの特別監査の実施

### (2) 九州農政局が独自に行う取組

- 1) 各種会議を利用した研修の充実 … 管内事業(務)所の工事課長等会議(6月)、庶務担当課長等会議(7月)、次長及び用地・管理担当課長会議(7月)、庶務等関係事務担当者会議(12月予定)、積算担当者会議(3月予定)等において、公正取引委員会の講師による研修や農林水産本省から提供される発注者綱紀保持対策、独占禁止法と官製談合防止法に関する研修資料及び発注者綱紀保持対策チェックシートの結果等の資料を活用して内容の充実を図る。
- 2) 農林水産本省から提供される研修資料のDVDを、11月頃から各国営土地改良事業(務)所等に貸出しを行うとともに、1)の本省から提供される研修資料の配布を行い、各事業(務)所等において研修を実施。
- 3) 今回のプレスリリースを受け、職員に対して、発注者綱紀保持について周知・徹底を図る。